


受益と負担の適正化について

1 受益者負担の基本的な考え方の定義

受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものです。その性質により、次の表のとおり区分されます。

受益者負担	内容
使用料	行政財産の使用又は公の施設の利用に当たり、条例に基づき徴収するもの
手数料	特定の者のためにする事務（各種証明書発行など）について、条例に基づき徴収するもの
分担金	特に利益を受ける者から、その受益の限度において条例に基づき徴収するもの
受益者負担金	工事等により著しく利益を受ける者に対し、法令、条例等に基づきその費用の一部を負担させるもの
実費徴収金	イベントの参加などに当たり実費の範囲内で徴収する料金

2 受益者負担の概念

事業実施者の視点（行政）	サービス受給者の視点（市民）	経費負担の視点
行政がその責務として行うもの 「社会的公平・公正の追求」 (消防・防災など)	全ての市民が該当	公費負担
行政でしか担えないものや採算性の成立しにくいもの (上・下水道、各種公共施設等)	対象者が限定されるもの 希望する市民のみ利用するもの	誰が、どのくらい負担するのか 
行政以外でも担えるもの (健康診断、講座など)		

3 受益者負担の適正化とは

行政サービス（市の証明書取得、施設利用等）を提供するためには、人件費や施設等の維持管理経費といったコスト（経費）が必ずかかっており、そのコストは市民の方々が納める税金などによってまかなっています。

受益者負担とは、特定の行政サービス・施設利用によって便益を受ける人が、その経費の一部を負担するという考えです。全ての経費を税金でまかなうと、そのサービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じるため、特定の人がサービスを利用し、利益を受ける場合は、手数料や使用料として負担を求め、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保することが必要です。

さらに、厳しい財政状況を考えると、提供する行政サービスにかかるコストを明らかにし、そのうえで行政が主体となるべきものか、受益者にどの程度の負担を求めるべきか検討をする必要があります。

4 受益者負担の考え方について、検討が必要な事項

(1) 受益者負担の原則（公平化）

「どのようなものについて受益者負担を求めるか」統一基準が無い

現状：行政サービス間における負担が公平でない可能性

今後：各種行政サービスを行政分野別又は性質別に負担を分類し、それぞれの考え方を整理することで、統一的な基準や考え方について検討する

(2) 算定方法の明確化（透明性）

その額を算出するための根拠を明確にする必要がある

現状：その根拠が明確となっていないものがある

今後：どの程度の負担を求めるべきかを整理し、統一的な基準や考え方について検討をする

(3) 減額・免除規定の統一化

その施設の特徴や事業の趣旨に基づき、個別の条例、規則等で定められている。

現状：差異が見られる場合や特定の個人又は団体を対象としている場合もある

今後：統一的な基準や考え方について検討をする

5 委員会で検討する内容について

(1) 受益者負担の考え方を適用すべきケースについて

①手数料

②使用料、利用料金

(2) 費用負担の程度（施設使用料等の考え方）

①受益者の負担割合は、当該サービスの性質に応じて判断（負担割合の区分わけ）

・サービスの基礎的なもの、選択的なもの

・民間で類似サービスの提供があるものとないもの

②それぞれの区分で施設を分け、負担割合の変更

(3) 費用負担の減額・免除について

①本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの

②生活保護法の適用を受けている者から請求されたもの

③法令の規定により取り扱うもの

④国又は地方公共団体が必要とするもの

⑤前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

・基準について、条例、規則もしくは要綱等で明確に定める

・施設使用料・利用料金については、全額免除もしくは一部免除の標準的な扱いを決める

・所得や高齢者層等による負担割合について

(4) 検討後の流れについて

①今後の見直しの進め方

②定期的な見直しについての年数